教育福祉委員会委員長報告書

令和２年３月２３日

教育福祉委員会に付託されました議案５件、請願１件、陳情１件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、請願第１号「「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する意見書を国に提出することを求める請願書」について申し上げます。

本請願は、「腎疾患総合対策」が確立し、国民が腎疾患から守られる日が早く達成されるように、「「腎疾患総合対策」の早期確立を要望する意見書」を国に提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

今回の請願内容については、全国組織である一般社団法人全国腎臓病協議会が国に対して行っている、請願署名活動と内容は同様で、相違部分はございません。

次に、近年の国請願に対する処理の状況ですが、衆参両院で採択が続いており、第１９８回通常国会、衆議院、参議院の両院においても採択され、令和元年度中に内閣に送付され、請願項目ごとに処理要領が示されています。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

すべての腎疾患をお持ちの方々が、より良い医療を受けていただけるようにという思いは私も変わらないが、現在、衆参両院に全国腎臓病協議会から請願が出され、多くの国会議員が紹介議員になっており、国会で採択され、平成３０年７月には腎疾患に関わる対策の報告書がまとまって国自体が動き始めている。

あえて再度、市議会から国へ意見書を上げなければならないという明確な根拠がないということで、請願に基づいて意見書を提出する必要はないと考える。

２　採択の立場で討論する。

腎臓病で苦しんでいる患者さんたちが、体調が思わしくない中、署名を集め提出されたもので、その願意は、命に係る最低限の要望であり、身につまされる内容であるととらえている。

その当事者の願いに応えることが、一番身近な政治家である市議会議員の仕事であり、市議会の役割であると考える。ましてや多額の費用を流山市だけに求めているのではなく、政府に対して意見書を提出してほしいと願う請願だけに、賛成するのは当然であると考える。

がありました。

採決の結果、２対４をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第２号「小児がん等「特別な理由」で再予防接種が必要な子どもに対する接種費用助成を定期接種として位置付けを国へ求める意見書提出の陳情書」について申し上げます。

本陳情は、小児がん等の治療である、化学療法や移植、免疫抑制治療を受けた事により、これまでの予防接種等で獲得した免疫を失った子どもたちの予防接種の再接種にかかる費用を助成する制度を、定期接種の一部として国へ早期実施を求める意見書を提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

乳幼児及び小児には、集団予防目的の比重が高く、接種の努力義務があるＡ類１４種類の予防接種があり、法に定められた接種時期に接種を受けるものです。

小児がんの治療のひとつである造血幹細胞移植は、一般的に化学療法等の治療では根治が困難と見込まれる場合に行われ、移植後は、患者の体内に元々存在する移植前に受けた予防接種により免疫を付与された血液細胞がすべて消失し、主治医の判断のもと、再接種を必要とする場合があります。

再予防接種については、Ａ類予防接種は対象者に努力義務がかかること、免疫の獲得状況は様々であることから免疫が不十分な方への接種の在り方について等、課題があり、現行の予防接種法では定期接種として対応することは想定されておらず、自費での接種になっています。

本市では、当該者の疾病の発生及びまん延を予防するとともに経済的負担を軽減する目的で、令和２年度当初予算に「特別な理由により免疫が消失した子に対する任意予防接種扶助費」として予算計上し、令和２年度からの予防接種費用の助成実施に向け、規則制定の準備を行っています。

との意見がありました。
審査の過程における討論として、
１　採択の立場で討論する。
現在、がんは治る病気とされている。せっかく治療をされているにも関わらず、がん以外の病気になるというのは本末転倒である。
将来のある子ども達の、治療後の健康をサポートするのみならず、治療によって抗体が失われることに対する処置、つまり、予防接種の本来の目的である、感染症の蔓延を防ぐという意味でも重要だと考える。
２　採択の立場で討論する。
子どもは、親御さんにとってかけがえのない尊い命であると同時に、社会にとってもかけがえのない大事な命である。
病気でも治療でも大変な思いをしてきた経験に応えることが、社会の役目と考える。自己責任ではなく、かけがえのない命を守り、支える社会の実現にこの陳情書が大きな一歩となるよう願う。
がありました。
採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。
次に、議案第１１号「流山市看護師等修学資金貸付条例の制定について」申し上げます。
本案は、市内の病院等施設において常勤として看護師等の業務に従事しようとする看護学校等の在学者に対し、無利子で修学資金を貸し付け、一定の条件の下でその返済を免除することにより、これらの者の修学を容易にし、もって市内における看護師等の充足に資するものです。
審査の過程における討論として、
１　１点要望し、賛成の立場で討論する。
千葉県の中でも、流山市の看護師数が少ないがゆえの学資金補助である。引き続き、本条例の目的である、看護師の確保に向けて努力いただくことを要望する。
２　２点要望し、賛成の立場で討論する。
看護学生の願いに応えたものであり、本市における人材不足の解消及び安心安全の医療環境を整える効果がある。また、高等教

育への進学及び修学について、経済的格差を是正するものである。
ただし、以下２点を要望する。
１　職種は看護師以外にも広げて、多くの人手不足になっている職場の成り手確保に力を尽くすこと。
２　対象者は、必要としている学生がいるなら予算を超えても枠を広げること。
がありました。
採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第１０号「令和２年度流山市介護保険特別会計予算」について申し上げます。
本案は、保険料の賦課徴収、被保険者の管理、介護サービス費等の保険給付費 及び 地域支援事業費等の所要額を計上し、これらの財源として介護保険料、支払基金交付金、国 及び 県支出金、一般会計からの繰入金等をもって充て、歳入歳出予算総額を１３１億２，３７２万１千円とするものです。
審査の過程における討論として、
１　賛成の立場で討論する。
令和２年度は、第７期流山市高齢者支援計画の最終年度となる。介護人材確保と育成の事業はもちろんのこと、高齢者なんでも相談室や、高齢者ふれあいの家の場づくりや、ながいき１００歳体操を中心とした介護予防のための取り組み、ＶＲを用いた認知症の啓発事業、医療介護連携の推進など、高齢化のさらなる進展を見据えた制度を持続的にする取り組みが計画されていることを確認できた。
２　反対の立場で討論する。
国同様に制度の改悪の方向に進もうとしており、大きな課題もある。
第１には、「介護の社会化」という願いから、家族への過度な負担を求める方向にあること。
第２には、保険料に加え利用料の負担の高騰が、減らされ続けている年金生活者の実態からみて重くなっていること。
第３には、高齢者がいくつになっても、尊重されるべき人権が守れなくなっていること。
３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

２０２５年を間近に控え、介護保険の重要性、必要性はさらに増している。その中、介護予防策の充実、地域独自のサービス、介護人材の確保といった当局の努力を高く評価する。
一方、成年後見、認知症予防対策において、市民への周知が今なお足りず、必要としている市民に行政のサービスが届いていない。周知の方法にさらなる創意工夫を要望する。
がありました。
採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第１４号「流山市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。
本案は、小学校を新設し、当該小学校の名称及び位置を定めるものです。
審査の過程における討論として、
１　２点指摘し、賛成の立場で討論する。
児童数の急増から必要な学校を条例上位置付けるための条例改正であるが、以下２点を指摘する。
１　実際に通う子ども達から人気が高かった「おおぐろ」という学校名にするべきではなかったか。
２　児童数の急増から学校の適正配置や適正規模を提起してきた立場から、大畔地域への小学校新設は、学区を含めて様々な課題を生み出しかねないと指摘してきた。それらを真摯に聞かずに進めていくならば、少なくとも、学校名を地域に基づく名前にするなど、課題を減らす努力をするべきである。また、政治的な思惑から「森」と付け加えたことで、更なる課題を生むことになるのではないか。
２　１点要望し、賛成の立場で討論する。
アンケートを実施した上で、多く出てきたキーワードを組み合わせて、また、流山市のイメージに合致するものを話し合いのうえで決めたというプロセスについて確認できた。
一方、アンケートの意見をどう利用したのかについては、少しわかりにくい面もあったかと思うことから、今後、２校の募集方針、ネーミング方針など、わかりやすい説明等を追加していただくことを要望する。
がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第１２号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。
本案は、八木北小学校区第３学童クラブ、南流山小学校区第２あすなろ学童クラブ 及び おおぐろの森小学校区学童クラブを新設するとともに、既存施設の名称を改めるものです。
審査の過程における討論として、
１　１点要望し、賛成の立場で討論する。
１つの支援単位を原則４０人以下とし、質を確保するとして問題はないということであったが、１事業者でみる学童数が過大になることにより、学校内での施設単位が増えることで、お迎えの渋滞や、学童支援員の育成や効率的な連携会議がしにくくなるなど、マネジメント上の課題が発生しやすい傾向があるように思う。今後、１つの事業者が管理する学童規模の課題をしっかり検証していくことを要望する。
がありました。
採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
最後に、議案第１３号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。
本案は、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に指定都市の長を加えるとともに、放課後児童支援員とみなすことができる経過措置の適用期間を延長するものです。
審査の過程における討論として、
１　１点要望し、賛成の立場で討論する。
学童支援員の質の担保に向けて対応されている点は評価する。今後は児童急増が予想されるが、支援員がスムーズに資格取得できるよう、目指していただくことを要望する。
がありました。
採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で教育福祉委員会の委員長報告を終わります。